

「富山サッカー友の会」 会 則

第一章 総 則

1. 名 称 本会は「富山サッカー友の会」と称し、事務局所在地は総会の定める場所による。
2. 目 的 本会の目的は、富山県内サッカー愛好者を結集してサッカーの普及発展をはかり、青少年の健全な心身の発達に寄与するとともに、会員相互の親睦につとめる。
3. 事 業 本会の前条の目的達成のため次の事業を行う。
- イ、青少年サッカーの普及
 - ロ、富山県サッカー協会の行う諸事業の協力援助
 - ハ、サッカー祭り各種団体試合
 - ニ、サッカーに関する研究会
 - ホ、全国各地のサッカー情報及び交歓
 - ヘ、その他本会の目的を達成するための関連事業

第二章 会 員

4. 会 員 性別・年齢を問わずサッカー愛好家であつて次の区分による。
- イ、正会員 本会に登録した団体チーム
 - ロ、賛助会員 本会の目的に賛同する個人、会社、事業所及び各種団体
5. 会 費 会員は別に定める会費を納入しなければならない。
会費は事業年度開始3ヵ月以内に1年分納入する。
6. 入 会 会員として登録しようとする団体は、登録申込書に別に定める登録料を添え、会長に申し込まなければならない。
7. 懲 戒 会員に次の各号の行為があるときは評議員会において3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。
- イ、本会の目的に反する言動があつたとき。
 - ロ、本会の名誉をき損し、または秩序を乱したとき。
 - ハ、競技場で競技の運営を妨げ、またはこれに類する言動があつたとき。

第三章 役 員

8. 種 別 本会に次の役員をおく。
- | | |
|-----|-----|
| 代表 | 1名 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |

監査 2名
幹事長 1名
副幹事長 若干名
評議員 15名以内
各委員会委員長 1名 各委員会副委員長 若干名 委員 若干名
必要と認めるときは、顧問をおくことができる。

9. 選 任 代表、会長、副会長、監査、幹事長、副幹事長、顧問は総会で選出する。
評議員、各委員長、副委員長は会長の任命による。
各委員は各委員長が委嘱する。

10. 職 務 代表は本会を代表する。
会長は会務を統括する。また総会、幹事会、評議員会を招集するほか、必要に応じ各委員会に出席する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
監査は本会の会計、事業内容を監査し、幹事会に出席して意見をのべることができる。
幹事長は会務を執行する。
副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。
評議員は評議員会に出席して事業の運営について意見をのべる。
各委員長は各委員会を招集し運営する。
各副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
各委員は、各委員会の職務事項を行う。

11. 任 期 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第四章 会 議

12. 種 別 本会で行なう会議は次による。
総会、幹事会、評議員会、財務委員会、事業運営委員会、技術委員会、
審判委員会、少年委員会、規律フェアプレー委員会、広報委員会

13. 構 成 イ、総会は正会員の代表、賛助会員をもって構成する。
ロ、幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員長をもって構成する。
ハ、評議員会は、代表、会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員長、各副委員長をもって構成する。
ニ、財務委員会は、財務委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。
ホ、事業運営委員会は、事業運営委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。
ヘ、技術委員会は、技術委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。
ト、審判委員会は、審判委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。
チ、少年委員会は、少年委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。
リ、規律フェアプレー委員会は、規律フェアプレー委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

ヌ、広報委員会は、広報委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

14. 権限及び委嘱事項
- (1) 総会は別に規定するもののほか、次の事項を決議する。
 - イ、事業計画の決定
 - ロ、事業報告の承認
 - ハ、予算・決算の承認
 - ニ、ニ、代表、会長、副会長、監査、幹事長、副幹事長、顧問の選出
 - ホ、その他運営に関する重要な事項

 - (2) 幹事会は次の事項を行う。
 - イ、事業計画の企画、立案
 - ロ、収支決算および予算に関する事項
 - ハ、総会の決議事項の執行
 - ニ、総会に付議する事項
 - ホ、各委員会に委嘱する事業内容の決定
 - ヘ、各委員会で計画した事業の検討
 - ト、その他総会の決議を要しない会務の執行

 - (3) 評議員会は、事業運営について提言を行う会長の諮問機関とする。

 - (4) 財務委員会は次の事項を行う。
 - イ、財務資産に関する全般事項

 - (5) 事業運営委員会は次の事項を行う。
 - イ、正会員の相互の連係
 - ロ、本会の主催する各事業の開催と運営
なお、事業の実施規模により別途実行委員会を組織することがある。
 - ハ、地区相互の連係、幹事会と地区との連係
 - ニ、その他幹事会から委嘱された事項

 - (6) 技術委員会は次の事項を行う。
 - イ、サッカーの普及を目的とする事業の立案と実施
 - ロ、技術向上に関する指導および研修会の開催
 - ハ、その他幹事会から委嘱された事項

 - (7) 審判委員会は次の事項を行う。
 - イ、審判技術向上のための各種研修会の開催
 - ロ、サッカー競技の理解と教育
 - ハ、本会の主催する競技への審判員の構成と派遣
 - ニ、その他幹事会から委嘱された事項

- (8) 少年委員会は次の事項を行う。
- イ、富山県、北信越、全国のサッカー協会少年委員会に代表として出席する。
 - ロ、全国の少年サッカーチームとの交流に関する渉外
 - ハ、その他幹事会から委嘱された事項
- (9) 規律、フェアプレー委員会は次の事項を行う。
- イ、本会に登録された団体チームに関する規律の遵守とフェアプレーの推進を指導、育成する。
 - ロ、会の活動における規律、フェアプレーに反する事象の審議
 - ハ、その他幹事会から委嘱された事項
- (10) 広報委員会は次の事項を行う。
- イ、機関紙の発行
 - ロ、広報、日本協会登録事務に関する事項
 - ハ、その他幹事会から委嘱された事項

15. 開 催 総会は毎年3月に開催する。
臨時総会は会長または会員の3分の1以上の要求により開くことができる。
幹事会は原則として月1回開催する。
各委員会は随時開催する。
評議員会は年1回以上開催する。
16. 決 議 会議の議事は、出席した構成員、書面表決者の過半数の同意をもって決定する。

第五章 資産会計及び事業年度

17. 資産会計 本会の資産会計は次による。
- イ、登録料及び賛助会費
 - ロ、寄付金
 - ハ、資産から生ずる収入
 - ニ、その他の収入
18. 事業年度 事業年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第六章 会則の改定

19. 会則の改定 この会則は総会における決議によるほか変更することはできない。

(制定 昭和49年4月1日)

(改定 平成11年3月7日)

(改定 平成12年3月5日)

(改定 平成17年 3 月 6 日)

(改定 平成20年 3 月20日)

(改定 平成 24 年 3 月 20 日)